

## OTA と連携した台湾向けプロモーション業務委託の企画提案に関する質問への回答

No	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
1	業務仕様書	(2)業務内容(仕様) ウ バナー広告の実施 (3 ページ)	バナー広告 8 週間以上掲載とあるが、同等またはそれ以上の効果が見込めそうな場合、別な手法に変更しても良いか。	変更は不可とします。 なお、予算の範囲内で追加事業を提案・実施することは差し支えありません。
2	業務仕様書	2 業務内容(仕様) イ特集ページの制作 (イ)掲載内容は、キャンペーン期間中の誘客を促すものとし、その内容を提案すること。 なお、下記を必ず含むものとする事。 ・キャンペーンの特別企画 5 つ以上	キャンペーンの特別企画 5 つ以上の提案を入れるとございますが、「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」にて既に出来ているサイトに掲載がある特別企画一覧にある内容を含める必要はないのでしょうか。 <a href="https://iwatetabi.jp/iwate-fuyutabi/plans/index.html">https://iwatetabi.jp/iwate-fuyutabi/plans/index.html</a> (※)	業務仕様書 2 イ(イ)は、既存のサイト内の特別企画一覧(※)にある特別企画の中から 5 つ以上選定して掲載することを想定しています。 なお、予算の範囲内で追加の特別企画等を提案・実施することは差し支えありません。
3	業務仕様書	4 契約に関する条件 (2)再委託の相手方 受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。	これには委託するOTA も含まれますでしょうか。	OTA については該当しないものとします。